

知ってください D V

(ドメスティック・バイオレンス)

第2次穴粟市配偶者等からの暴力対策基本計画の概要



配偶者等からの暴力（「DV」ドメスティック・バイオレンス）は、
身体への暴力だけではなく、言葉などによる精神的な暴力を含め、
被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

また、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える
児童虐待ともなる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかし、DVは親密な関係にある夫婦間などにおいて、
家族という人目にふれにくい場所で起こることから、
周囲に気づかれぬまま、被害が深刻化・長期化していきます。

第2次宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画の概要

1 計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）は、身体への暴力だけではなく、言葉などによる精神的な暴力を含め、被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待ともなる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかしながら、DVは夫婦間などにおいて、家庭という人目にふれにくい場所で起こることから、周囲に気づかれぬまま、被害が深刻化・長期化しやすい傾向にあり、本市においても、そのようなケースが発生しています。

本市においては、平成24年3月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「当初DV計画」といいます。）を策定し、基本理念「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、取り組みを進めてきたところです。

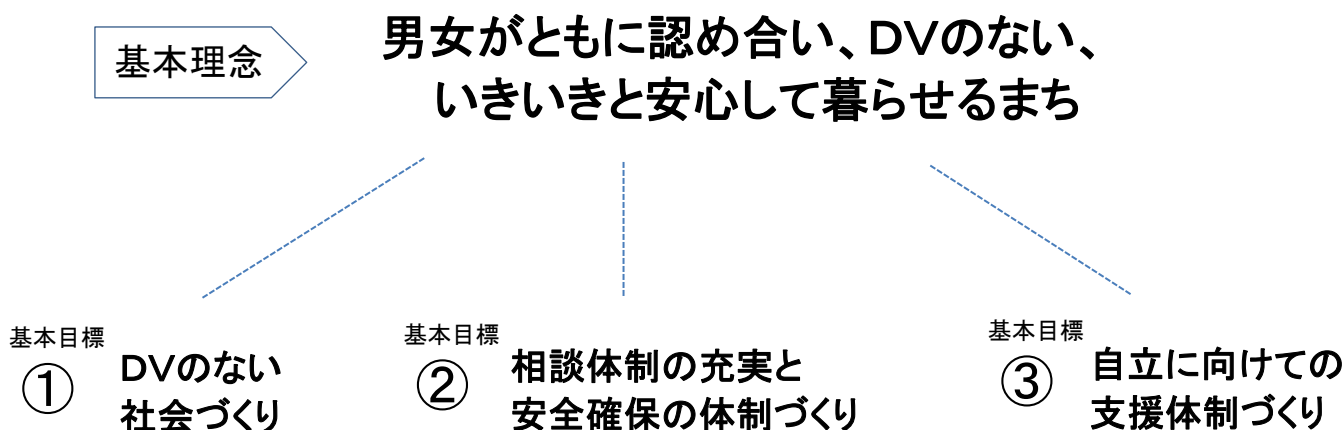
この度、当初DV計画の計画期間が平成28年3月で満了することから、本市におけるこれまでのDV対策の取り組みの課題を検証し、引き続きDV対策を推進するため「第2次宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「第2次DV計画」といいます。）として改定を行うものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5か年とします。

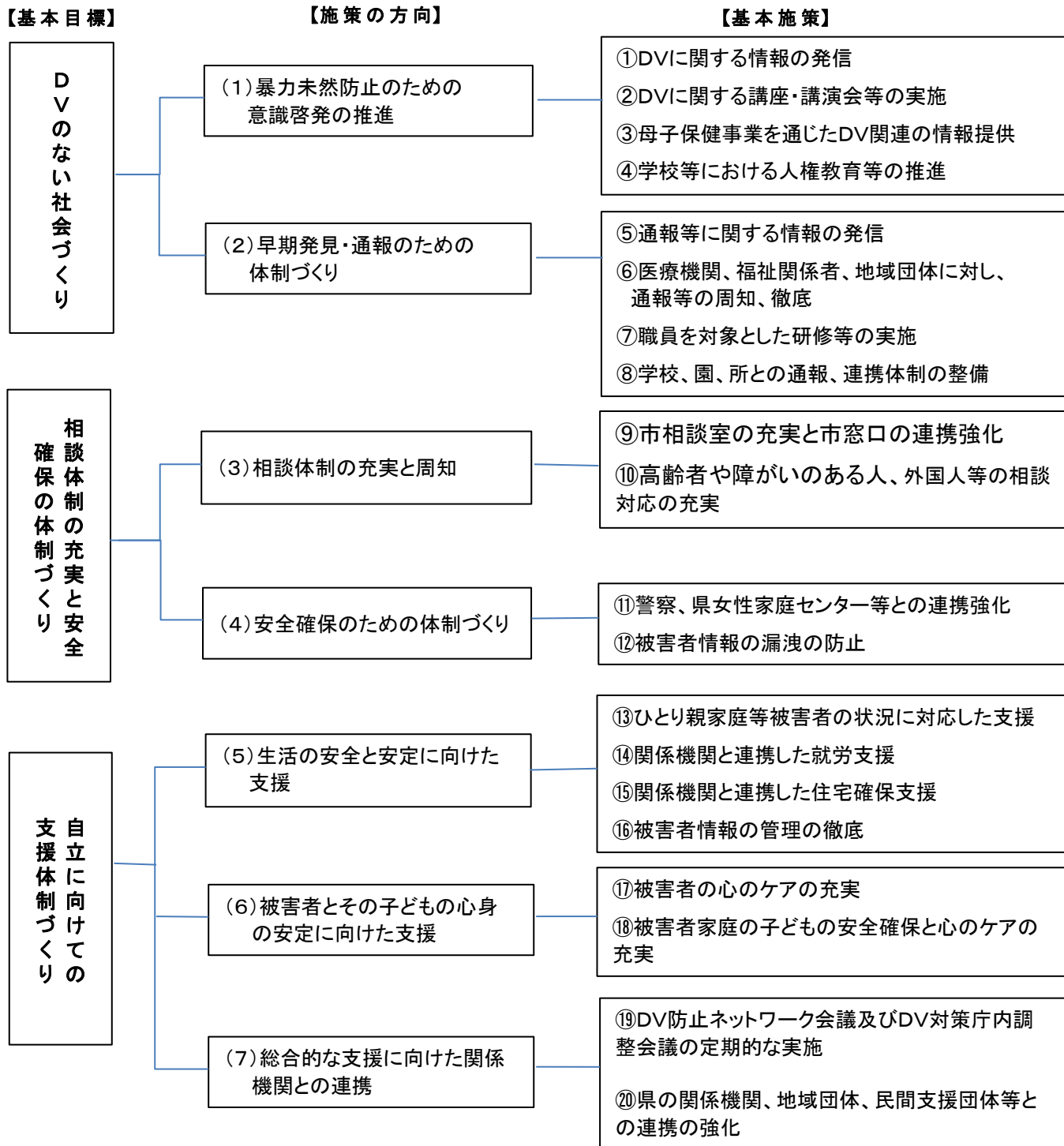
3 計画の基本理念と基本目標

この計画では、人権侵害であるDVをなくし、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、基本理念と基本目標を次のように定めます。



4 計画の体系

基本理念のもと、第2次DV計画を推進するため、施策体系を次のように設定します。



5 計画の推進体制

DV被害者の相談をはじめ総合的な支援を行うため、警察や兵庫県、医療関係者、福祉関係者、学校関係者等関係機関や団体等から構成される「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を活用し、関係機関との情報共有と連携を図るとともに、この計画の進行管理を行います。

また、宍粟市DV対策庁内調整会議において、この計画に定めるDV防止やDV被害者への支援施策の効果的な推進に必要な調整を行います。

知ってくださいDV(ドメスティック・バイオレンス)

DVって ご存じですか？

あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)のことについて、どれだけご存知ですか？

「ドメスティック・バイオレンス」は、身体への暴力だけがDVというわけではなく、さまざまな形の暴力により相手を支配しようとする行為です。

“なぐる、ける”だけじゃない・・・DVにはいろいろな形の暴力があります。

また、DVでも恋人同士など交際中の男女間で起こる暴力のことは「デートDV」と呼ばれています。

DVはどのような暴力のことをいうの

身体的暴力

- なぐる ●ける
- 物をぶつける
- 髪をひっぱる
- 突き飛ばす
- なぐるふりをしておどす
など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 見たくないポルノなどをみせる
など

精神的暴力

- 大声でどなる
- ののしる
- 無視する
- 大切にしているものを壊す
など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働きに行かせない
- お金の使い道を細かく
チェックする
など

社会的暴力

- 電話やメールを細かく
チェックする
- 交友関係や外出を制限したり
チェックする
- 実家や友人に会わせない
ようにする
など

DVに対する 誤解や思い込み

DVについては、「ただの夫婦げんか」「たいしたことではない」「私が我慢さえしていればいい」といった誤解や思い込みがまだまだあります。こうしたことがDV被害者をさらに苦しめたり、解決を難しくしています。

例えば・・・こんな誤解や思い込みはありませんか？



Case 1

夫に怒鳴られているのは 妻にも問題があるはず

女性の被害者からよく聞かれることばです。暴力をふるう男性は、いつも「お前が悪いんだ」と言って、暴力をふるう理由を妻のせいにしてしまいます。周りの人や本人でさえ女性の落ち度のように思ってしまう場合もあります。

しかし、いかなる理由であろうと暴力は決して許されることではありません。



Case 2

暴力をふるう夫から 妻はなぜ逃げない

夫からの繰り返される暴力によって、妻は「自分はダメな人間なんだ」と思い込むようになり、親戚や近所の目や世間体を気にして我慢する、逃げればもっとひどい目にあうかもしれないという恐怖、経済的な不安など、さまざまな気持ちにより逃げられなくなっていることが少なくありません。

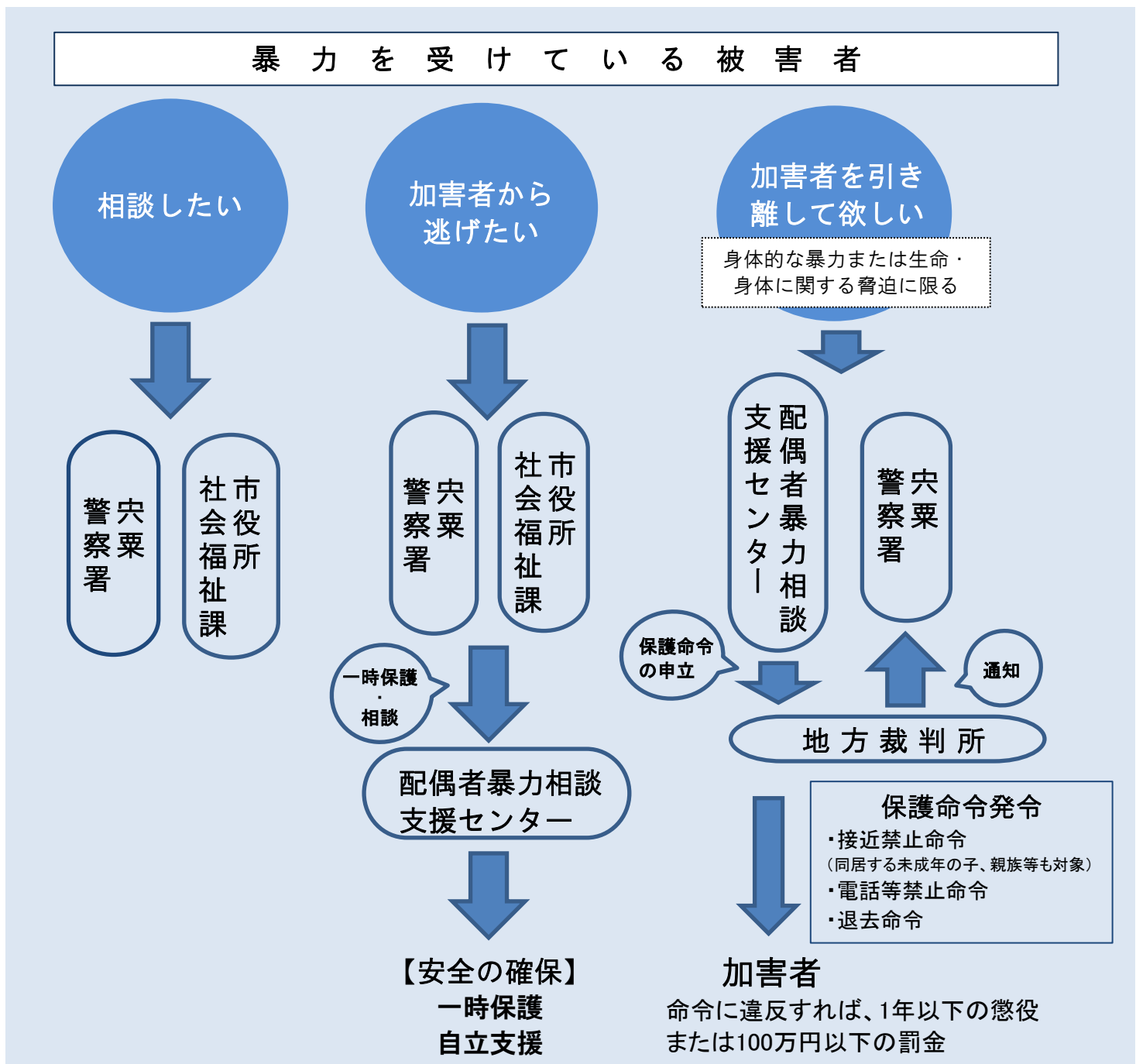
また、夫が一転して優しくふるまうこともあり、「いつかは変わるかも」と妻が期待を抱いて、被害が長引くこともあります。

知ってくださいDV(ドメスティック・バイオレンス)

DV被害者の 支援フロー図

まずは、ご相談ください。
あなたの状況に応じて適切な解決方法や相談窓口をご案内します。

市役所社会福祉課 ☎63-3220 (相談専用)



DV

チェックリスト

あなたはこれまでに、夫や妻、恋人、交際相手から、次のようなことをされたことはありませんか？
あてはまる項目はありましたか？

実はDVに気づいていなかっただけかもしれません。

これ以外にも思い当たることをされたことはありますか？

相手との関係をふりかえてみましょう。

- <<<< 「お前は何もできない人間だ」など人格を傷つける暴言を吐かれる
- <<<< とにかく機嫌を損ねないように、いつも気を遣っている
- <<<< どこで何をしているのか、いつも携帯電話やメールで報告させられる
- <<<< 交友関係や電話の内容を細かく監視される
- <<<< 仲良しの友人なのに、つきあうのをやめろと言われた
- <<<< 何を言っても無視され続けた
- <<<< とにかく言うとおりにしないと、不機嫌になって急に怒り出す

もしあなたが現在暴力を受けていたら・・・

何よりあなたの安全を最優先にしましょう

- 身の危険を感じるなど安全が確保できないときは、警察へ110番通報しましょう
※法律で警察によるDVからの保護が定められています。
- なぐられるなどしてケガをしたときは、病院に行って、診断書をもっておきましょう
- 暴力を受けた証拠となるので、ケガをしたときの写真やメモを残しておきましょう

どうかひとりで悩みを抱えないで とにかくまずは相談から

相談窓口としては、次の窓口があります。(秘密は必ず守られます。)

兵庫県女性家庭センター
悩みのほっとライン

電話：078-732-7700
午前9時から午後9時まで

兵庫県立男女共同
参画センター・イーブン
女性のためのなやみ相談

電話：078-360-8551
月から土曜日(祝日・年末年始を除く)

兵庫県警察本部
ストーカー・DV 相談電話

電話：078-371-7830
24時間対応
ただし緊急時は110番通報!

女性の人権ホットライン

電話：0570-070-810
平日午後8時30分から午後5時15分まで

いざというときのために用意しておきたいもの

- 現金・通帳・キャッシュカード
- 友人や知人の連絡先(電話番号・住所)
※緊急時は、家に交友関係のてがかりになるもの(連絡先がわかる手紙やハガキなど)を残さない
- その他重要書類 など
※健康保険証・運転免許書・印鑑・ケガをしたときの写真・医師の診断書・常備薬 など

発行・編集

平成28年4月発行
〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
宍粟市健康福祉部社会福祉課
TEL 0790-63-3220 (相談専用)
TEL 0790-63-3067
FAX 0790-63-3140

身の危険を
感じたり
緊急時には、迷わず
110番へ